

1 調査の対象となる教科書の冊数と発行者及び教科書の番号

建築法規		冊数	1冊
発行者の略称・教科書の番号	実教769		

2 学習指導要領における教科・科目の目標等

【工業の目標】

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

【建築法規の目標】

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、建築物の計画、設計、施工及び管理に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 建築関係法規について法的な側面から建築物の安全性や快適性を踏まえて理解するようにする。
- (2) 法的な側面から建築物に関する課題を発見し、技術者として法的な根拠に基づき解決する力を養う。
- (3) 安全で安心な建築物を計画、設計、施工及び管理する力の向上を目指して自ら学び、建築の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

【建築法規の内容及び内容の取扱い】

「内容」の概要	「内容の取扱い」抜粋
(1) 建築業務等に関する法規の概要 ア 建築に関する法規の意義 イ 建築に関する法規の構成 (2) 建築基準法 ア 単体規定 イ 集団規定 (3) 建築業務等に関する法規 ア 建築の業務に関する法規 イ 都市計画に関する法規 ウ 良好な建築物の促進に関する法規 エ 労働安全衛生に関する法規	ア 建築物の見学、メディア教材の活用及び具体的な事例を通して、建築物が法規によって規制されていることや法令を遵守することの意義を理解できるよう工夫して指導すること。 イ 建築物に関わる課題について、法的な側面から捉え、建築に携わる技術者に求められる倫理観を踏まえ考察するよう工夫して指導すること。

3 教科書の調査研究

(1) 内容

ア 調査研究の総括表

調査項目	対象の根拠（目標等との関連）
a 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成（各教科共通）	学習指導要領第3章 第2節 第2款 第33 1
b 建築関係法規を踏まえた建築物の計画、設計、施工及び管理ができる学習活動を通して育む資質・能力の育成	学習指導要領第3章 第2節 第2款 第33 2
その他の項目（各教科共通）	学習指導要領、東京都教育委員会の基本方針、東京都教育ビジョン

イ 調査項目の具体的な内容

① 調査項目の具体的な内容の対象とした事項

調査研究事項の a、b 及びその他の項目との関連で、次の事項について具体的に調査研究する。

- a 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成(各教科共通)
 - ・ 各単元において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫を見取る。
- b 建築関係法規を踏まえた建築物の計画、設計、施工及び管理ができる学習活動を通して育む資質・能力の育成
 - ・ 建築物を各種関係法規や規制の視点から捉え、工業生産と相互に関連付けた内容について見取る。

《その他の項目》(各教科共通)

- ・ 我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫
- ・ 人権課題(同和問題、北朝鮮による拉致問題等)に関する特徴や工夫
- ・ 安全・防災や自然災害の扱い
- ・ オリンピック、パラリンピックに関する特徴や工夫
- ・ 固定的な性別役割分担意識に関する記述等

② 調査対象事項を設定した理由等

- a 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成(各教科共通)
 - ・ 学習指導要領の中に、「実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力の育成」が言及されているため、建築法規では、各単元における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫がどのように設定されているかという視点で質的に調査する。
- b 建築関係法規を踏まえた建築物の計画、設計、施工及び管理ができる学習活動を通して育む資質・能力の育成
 - ・ 学習指導要領の目標に「建築関係法規を踏まえた建築物の計画、設計、施工及び管理に必要な資質・能力を育成することを目指す。」と示されているため、建築物を各種関係法規や規制の視点から捉え、工業生産と相互に関連付けた「建築法規」に関する、建築業務等に関する法規の概要、建築基準法、建築業務等に関する法規の項目・題材を質的に調査する。

《その他の項目》(各教科共通)

- ・ 我が国の領域をめぐる問題及び国旗・国歌の取扱いについては、学習指導要領に基づき、これらの問題を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。
- ・ 北朝鮮による拉致問題については、東京都教育委員会の基本方針1に基づき、人権尊重の理念を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。
- ・ 東京都では、自然災害時における被害を最小化し、首都機能の迅速な復旧を図る総合的なリスクマネジメント方策の確立が喫緊の課題であり、防災教育の普及等により地域の防災力の向上が重要であることから、防災や自然災害の扱いについて調査する。
- ・ 東京都教育委員会の基本方針2・3に基づき、文化・スポーツに親しみ、国際社会に貢献できる日本人を育成するという観点から、オリンピック・パラリンピックの扱いについて調査する。
- ・ 東京都教育委員会の基本方針1及び東京都の男女平等参画推進の施策を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気付いて言動等を見直していくなど、男女の平等を重んずる態度を養うことができるよう、その扱いについて調査する。

(2) 構成上の工夫(各教科共通)

- ・ デジタルコンテンツの扱い
- ・ ユニバーサルデザインの視点

教科名	工業
科目名	建築法規

※「教科書番号」欄にある◆は、「学習者用デジタル教科書」（学校教育法第34条第2項に規定する教材）の発行予定があることを示す。

発行者（略称）	実教
教科書番号	工業769◆
教科書名	建築法規
(1) 内容	
a 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成（各教科共通）	
【建築業務等に関する法規の概要】	・建築業務等に関する法規の概要について、建築法規の起源や意義、法規の体系などが記載され、建築法規の全体像が体系的に理解できるよう工夫されている。
【建築基準法】	・建築基準法について、「Let's Try」という演習を設定し、建築物に対する各種規制が定められていないと、どのような不具合が生じるか、グループで話し合い、発表を行う活動を取り入れるなど、主体的・対話的で深い学びを通して、建築法規の内容に対応する力と建築基準法に関する知識が身に付くよう工夫されている。
【建築業務等に関する法規】	・建築業務等に関する法規について、「Let's Try」という演習を設定し、学校を対象として、バリアフリー法に基づく基準と適合の有無について調べ、レポートにまとめる活動を取り入れるなど、主体的・対話的で深い学びを通して、各種の関係法規に対応する力と建築法規に関する知識が身に付くよう工夫されている。
b 建築関係法規を踏まえた建築物の計画、設計、施工及び管理ができる学習活動を通して育む資質・能力の育成	
【建築業務等に関する法規の概要】	・建築業務等に関する法規の概要について、建築法規の意義の記載があり、建築の自由と守るべきルールや、建築物の特徴の具体的な事例を図や写真等を活用しながら学習することで、建築法規が学べるよう構成されている。
【建築基準法】	・建築基準法について、火気を使用する室の換気や、剛性と靱性の記載されたコラムがあり、図等を活用しながら一般構造・建築設備の規定と、新耐震設計法の導入による構造強度の規定に関する理解が深まるように構成されている。
【建築業務等に関する法規】	・建築業務等に関する法規について、良好な建築物を促進するための法規の記載があり、バリアフリー法や耐震改修促進法、建築物省エネ法などに関する法律を図等を活用しながら学習することで、建築法規が学べるよう構成されている。
《その他の項目》（各教科共通）	
我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫	・「建築法規の起源」外国及び日本における建築法規の歴史
人権課題（同和問題、北朝鮮による拉致問題等）に関する特徴や工夫	記載なし
安全・防災や自然災害の扱い	・「災害の防止」 ・「災害危険区域」 ・「災害による建築物被害と構造基準」
オリンピック・パラリンピックに関する特徴や工夫	記載なし
固定的な性別役割分担意識に関する記述等	記載なし
(2) 構成上の工夫	
デジタルコンテンツの扱い	・音声、動画などのデジタルコンテンツを活用して効果的に学習できるよう、二次元コード及びURLが記載されている。
ユニバーサルデザインの視点	・見やすいユニバーサルデザインフォントが採用されている。